お知らせ

水道メーターの取り替えにご協力を

水道メーターの取り替えを行います。使用期間が十分に残っている場合でも取り替えの対象になることがあります。作業に伴い、委託先の指定工事事業者が敷地内に立ち入りますので、ご了承ください。

期間 7月19日㈮～8月9日㈮

対象地域 武蔵台四丁目・武蔵台六丁目・武蔵台七丁目の全部、武蔵台一丁目・武蔵台五丁目・台・久保・高麗本郷の各一部

※対象地域の地図は、市ホームページに掲載しています。

※該当する人には事前にはがきでお知らせします。

お願い・注意事項

○メーターボックス、止水栓（円形のふた）の上に物を置いたり、付近に犬などをつながないでください。

○メーターボックス内の土砂を取り除いておいてください。

○取り替え後、蛇口から濁った水が出たときは、少しの間、水を流し、きれいになってから使用してください。

○作業の際、立ち会いは不要です。留守でも交換することがあります。

問い合わせ 水道課経営総務担当 ☎042-989-2363

高萩北公民館 大規模改修のため休館します

開館から約42年が経過し、施設の設備類が老朽化していることから実施する大規模改修工事に伴い、全面休館します。休館中も公民館機能の一部（公民館の窓口）については、高萩公民館内に事務室を設置して対応します。電話番号は左記のとおりです。

主な工事の予定

館内の床張り替え、バリアフリー化、トイレの全面改修、外壁の塗装、屋上防水、太陽光発電装置の設置、テニスコート改修、外構工事 など

休館期間 9月30日㈪まで

※工事の進捗状況により変更となる場合があります。

問い合わせ 高萩北公民館 ☎042-989-7322

新たに住民税非課税・住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たに令和6年度から住民税非課税世帯または均等割のみ課税となった世帯に対し給付金を支給します。対象となる世帯には、6月末に給付金に関するお知らせを送付しています。申請期限までに申請してください。

すでに住民税非課税世帯（7万円）または均等割のみ課税世帯（10万円）への給付金を受給した人（辞退した人・未申請の人を含む）は対象外です。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

支給対象者 基準日（令和6年6月3日）において、市に住民登録があり、次のいずれかに該当する人

○世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

○世帯全員の令和6年度分の住民税所得割が非課税である世帯の世帯主

※住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外です。

返送・申請期限 9月2日㈪（必着）

問い合わせ 生活福祉課臨時特別給付金担当（1階⑩番窓口）

ね・ん・き・ん ミニ知識 国民年金保険料の免除制度

保険年金課 国民年金・医療費担当

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難なときは、国民年金保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

令和6年度の免除申請の受け付けは7月から開始され、令和7年6月までの期間を対象として審査されます。

免除の種類

免除 申請者・配偶者・世帯主の前年の所得等を審査して、全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）を免除します。

納付猶予 申請者・配偶者の前年の所得等を審査して、一時的に納付を猶予します。

※50歳未満の人（学生を除く）が申請できます。

留意事項

○申請日から2年1か月分さかのぼった免除申請もできます。

○学生は学生納付特例制度が優先されます（申請・承認期間は4月から翌年3月まで）。

○申請は毎年必要ですが、全額免除または納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

※日本年金機構ホームページに国民年金制度や免除制度等についての動画があります。

問い合わせ

保険年金課国民年金・医療費担当（1階④番窓口）

広告 遺言・相続・成年後見・離婚…等々、**相談先が分からずにお困りの方、初回相談は何時間でも無料**の地元日高市のアイビー行政書士事務所へご相談ください。☎042－985－7566（行政書士 田中諭）

川越都市計画下水道（日高公共下水道）の変更案の縦覧

川越都市計画の変更に当たり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

縦覧

期間 7月31日㈬～8月14日㈬

縦覧・閲覧場所 左記、市ホームページ

内容 下水道の変更案

案に対する意見書の提出

対象 市民および利害関係者

提出期限 8月14日㈬（必着）

提出方法 郵送または直接左記へ

問い合わせ 下水道課工務担当
〒350-1213
日高市大字高萩1385-1
☎042-989-2771

7月は「青少年の非行・被害防止」特別強化月間

青少年の非行や犯罪被害防止のため、家庭や地域で一体となって健全育成活動に取り組みましょう。

夏休みは、誘惑が多くなる時季です。また、スマートフォンの普及により、SNS等インターネット上でのトラブルが多発しています。

青少年が犯罪に巻き込まれないよう、皆さんの見守り・声掛け等のご協力をお願いします。

問い合わせ 生涯学習課生涯学習担当

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」（主唱・法務省）は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。また、再犯防止啓発月間でもあります。

立ち直りを支える家庭や地域をつくるため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 生活福祉課地域福祉担当（1階⑩番窓口）

7月15日から24日までは夏の交通事故防止運動

統一行動日

交通事故死ゼロを目指す日、自転車の交通事故防止の日、歩行者保護の日、飲酒運転根絶の日 7月22日㈪

横断歩道は歩行者優先です

横断歩道や見通しの悪い交差点を通過する際は、直前でも停止可能な速度で走行するよう心がけましょう。また、歩行者も手を上げるなど、運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。

交通安全の呼びかけを

日頃から家庭内で交通安全意識を高め合うことが事故防止につながります。

問い合わせ 危機管理課交通安全・防犯担当

地域とともにある学校 コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育

市では、市内6つの地区に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を進めています。

高萩地区では、左図のように高萩地区地域学校協働本部が4つの部で組織されており、コーディネーターが中心となり、高萩小・中学校と地域学校協働本部をつないでいます。

高萩小・中学校 コミュニティ・スクール（CS）＆地域学校協働本部組織図

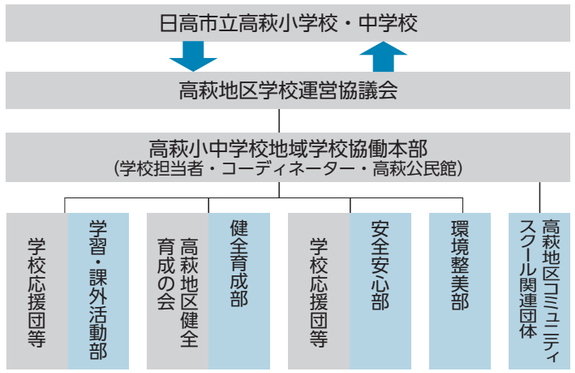

令和5年度に行われた高萩地区地域学校協働本部活動の一部を紹介します。

環境整美部

小・中学校の校庭の除草作業を実施していただきました。小学校では、感謝の会を開催し、感謝の気持ちをお伝えしました。中学校では、これまで草が繁茂する時季は除草が追い付かず、他校のグラウンドで部活動の試合を行っていましたが、高萩中学校を会場にして多くの試合を行うことができました。

安全安心部

萩っ子見守り隊の皆さんを中心に登下校の見守りを行っていただきました。その数は年間200日を超え、登下校する際の危険箇所も教えていただきました。

健全育成部

月1回の登校指導を行っていただきました。また、健全育成の会主催で工場見学を行うバスツアーが開催され、多くの児童生徒が参加しました。

学習・課外活動部

小学校では、放課後日高塾として、公民館で放課後に勉強をみていただきました。「名人に学ぼう」の学習では、昔遊びや書道を、生活科の授業では、畑の耕し方や植物の育て方を教えていただきました。

次回は、「高根地区」の取り組みを紹介します。

広告 琉球拳法唐手術「空」生徒募集中 ＊空手教室＊ 携帯090-1768-4707 TEL・FAX042-989-8905 安富 http://hidaka-karate.main.jp/ryukyu/index.html